

令和6年度青森県救急安心センター（＃7119）PR業務 企画提案競技実施要領

1 目的

本要領は、令和6年度青森県救急安心センター（＃7119）PR業務を委託するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 委託業務内容

別添「業務仕様書」のとおり

3 委託業務の上限額

3, 315千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

4 委託業務の期間

契約締結の日から令和7年3月28日（金）まで

5 企画提案競技の概要

（1）実施方法

企画提案を募集し、書面による審査を経た上で、最も優れた提案を行ったと認められる者を本業務の受託事業者として選考する。

（2）参加資格

応募資格を有する者は、応募する時点で次の要件を全て満たしていること。

ア. 県内に事業所を有する民間企業、NPO法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、事業協同組合、個人事業主等であること。

イ. 本業務を企画遂行する十分な体制・能力を有していること。

ウ. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、県における一般競争入札に参加できない者でないこと。

エ. 県発注の契約に係る指名停止処分を受けていない者であること。

オ. 県民税、法人税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。

カ. 会社更生法又は民事再生法等による手続きを行っている者でないこと。

キ. 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員の統制下にある者でないこと。

（3）企画提案競技への参加表明

参加を希望する者は、以下の書類を指定の期日までに提出すること。

ア. 提出書類

企画提案競技参加表明書（様式1）

イ. 提出期限

令和6年5月1日（水）17時まで【厳守】

ウ. 提出方法

持参又は郵送、メール、FAXにより提出すること。

エ. 提出先

下記「10書類の提出及び問い合わせ先」に同じ。

オ. 留意事項

- ・提出後の書類の差替及び再提出は認めないものとする。
- ・提出された書類は返却しないものとする。
- ・虚偽の記載をした提案書等は無効とする。
- ・提出された書類は、原則として青森県情報公開条例に基づく請求等の対象文書となること。
- ・提案書の作成及び提出など企画提案競技の開催に要する一切の費用は、全て提案者の負担とする。

(4) 企画提案競技の応募書類及び提出方法等

ア. 提出書類及び提出部数（任意様式）

①企画提案書（A4判）提出部数：10部

②概算見積書（A4判）提出部数：10部

※ A4版両面印刷（カラー印刷可）で10ページ以内とする。

イ. 提出期限

令和6年5月10日（金）17時まで【厳守】

ウ. 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

エ. 提出先

下記「10書類の提出及び問い合わせ先」に同じ。

オ. 留意事項

- ・提出後の書類の差替及び再提出は認めないものとする。
- ・提出された書類は返却しないものとする。
- ・虚偽の記載をした提案書等は無効とする。
- ・提案書の作成及び提出など企画提案競技の開催に要する一切の費用は、全て提案者の負担とする。

(5) 企画提案書について

企画提案書には、次の項目について記載し企画提案すること。なお、各項目の詳細については、業務仕様書を参考にすること

- ① 業務の実施内容・実施体制・スケジュールを示すこと。
- ② 公共交通機関を活用した#7119をPRする実施手法（公共交通機関の種類、PR媒体、PR方法）を具体的に示すこと。
- ③ 県内全域においてより多くの県民向けに効果的かつ効率的に#7119の認知度を向上させる企画案を示すこと。
- ④ 参加表明書に記載した過去の類似実績の概要（1件につき1枚以内）を示すこと。

6 審査・選考

(1) 審査・選考方法

企画提案書及び概算見積書について、書面による審査を実施し、最優秀提案者を選考する。なお、参加者が1者のみの場合であっても、受託候補者の適格性を判断するため審査を行う。

(2) 審査要領

別紙のとおり

(3) 審査結果

採否に関わらず全ての企画提案競技参加者に書面で通知する。

7 委託契約の締結

(1) 契約手続

最優秀提案者の選考後、速やかに企画提案書等を基に業務仕様書の詳細を協議し、上限額の範囲内で委託契約を締結する。なお、その際には、採用となった企画提案の一部変更を指示することがある。

(2) 著作権等の帰属

本業務により制作された資料等に係る著作権（著作権法第27条及び第28条の権利含む）、所有権等は、委託事業の完了検査合格後に受注者から県に移転するとともに、委託事業の成果等は県に帰属する。

8 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

企画提案競技に関する質問は、「質問票」（様式2）に記入の上、メールにより下記「10書類の提出及び問い合わせ先」に提出すること。原則、口頭（電話を含む。）による質問は受け付けないものとする。

(2) 受付期限

令和6年4月22日（月）17時まで【厳守】

(3) 回答方法

令和6年4月24日（水）までに全ての質問への回答をとりまとめ、青森県庁ホームページに掲載するとともに、質問票を提出した全ての者に対して電子メールにて回答する。（受信後は、必ず受信した旨のメールを送信すること。）

9 業務開始までのスケジュール（予定）

令和6年 4月15日（月） 募集開始

4月22日（月） 質問票（様式2）提出期限

（質問への回答は4月24日（水）までに行う）

5月 1日（水） 企画提案競技参加表明書（様式1）提出期限

5月10日（金） 企画提案書、概算見積書提出期限

5月17日（金）まで 審査、審査結果の通知、委託契約締結

10 書類の提出及び問い合わせ先

〒030-8570 青森市長島1-1-1

青森県危機管理局消防保安課 消防・予防グループ 担当：中屋

TEL：017-734-9086（直通） FAX:017-722-4867

E-mail: shobohoan@pref.aomori.lg.jp